

道央廃棄物処理組合情報公開条例施行規則

(平成26年4月22日規則第17号)

(趣旨)

第1条 この規則は、道央廃棄物処理組合情報公開条例（平成26年道央廃棄物処理組合条例第13号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(請求書の記載事項)

第2条 条例第6条第1項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公文書の公開請求の目的

(2) 公文書の公開の区分

2 条例第6条第1項の請求書は、公文書公開請求書（第1号様式）によるものとする。

(決定通知書)

第3条 条例第7条第2項の規定による決定の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 公文書の公開をすることと決定した場合 公文書公開決定通知書（第2号様式）

(2) 公文書の一部について公開をすることと決定した場合 公文書一部公開決定通知書（第3号様式）

(3) 公文書の公開をしないことと決定した場合 公文書非公開決定通知書（第4号様式）

(4) 公開請求に係る公文書が存在しない場合 公文書不存在通知書（第5号様式）

(5) 公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することと決定した場合 公文書公開請求拒否決定通知書（第6号様式）

(決定期間の延長通知書)

第4条 条例第7条第3項の規定による決定期間の延長の通知は、公文書公開

決定延期通知書（第7号様式）によるものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る通知）

第5条 条例第8条第1項又は第2項の規定により第三者に対し意見書を提出する機会を与える場合は、意見照会書（第8号様式）により通知するものとする。

2 条例第8条第3項の書面は、公開決定に係る通知書（第9号様式）とする。

（公開の実施方法）

第6条 条例第13条第2項に規定する電磁的記録の公開方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

（1）録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法であって、管理者が現に使用している専用機器により行うことができるもの

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付

（2）ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法であって、管理者が現に使用している専用機器により行うことができるもの

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付

（3）電磁的記録（前2号に該当するものを除く。）次に掲げる方法であって、管理者がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器（公開を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付

エ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付

2 公文書を閲覧する者は、当該公文書を丁寧に扱うとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。

3 前項の規定に違反する者に対しては、公文書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(写しの交付)

第7条 公文書の写しの交付部数は、公開請求があった公文書1件につき1部とする。

(費用の納入)

第8条 条例第14条ただし書の規定による公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、前納しなければならない。

(不服申立てに対する決定手続)

第9条 条例第15条第2項の規定により準用される条例第8条第3項の書面は、不服申立てに対する決定(裁決)に基づく公開に係る通知書(第10号様式)とする。

(任意的公開)

第10条 条例第17条の規定による公文書の任意的公開の申出をしようとするものは、公文書任意的公開申出書(第11号様式)を提出しなければならない。

2 前項の申出に対する回答は、公文書任意的公開回答書(第12号様式)により行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

公文書公開請求書

年 月 日

実施機関

住 所（法人その他の団体にあつては、
事務所又は事業所の所在地）

氏 名（法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名）[㊤]

電話番号

連絡先

電話番号

道央廃棄物処理組合情報公開条例第6条の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

1 請求しようとする公文書の名称又は内容	
2 請求の目的	
3 公開の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
4 担当課	課
5 担当課へ送付年月日	年 月 日
6 備考	

注 1～3の欄のみ記入してください。

第2号様式（第3条関係）

公文書公開決定通知書

第 号

年 月 日

様

実施機関

印

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開につきましては、次のとおり公開することに決定しましたので、道央廃棄物処理組合情報公開条例第7条第2項の規定により通知します。

1 公文書の名称	
2 公開の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
3 公開の日時	年 月 日 午前 時 分 午後 時 分
4 公開の場所	へお越しください。
5 問合せ先 (担当課)	課 係 電話 内線
6 備考	

注 1 お越しの際は、この通知書を必ず持参してください。

2 当日ご都合が悪い場合、その他ご不明な点がある場合は、あらかじめ担当課へ連絡してください。

第3号様式（第3条関係）

公文書一部公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関

印

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開につきましては、次のとおり一部公開と決定しましたので、道央廃棄物処理組合情報公開条例第7条第2項の規定により通知します。

1 公文書の名称	
2 公開の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
3 公開の日時	年 月 日 午前 時 分 午後 時 分
4 公開の場所	へお越しください。
5 公開しない部分	(概要)
6 一部を公開しない理由	道央廃棄物処理組合情報公開条例第 条 項 号に該当(理由)
7 公開しない部分を公開することができる時期	年 月 日以後であれば請求に係る公開しない部分を公開することができますので、改めて請求してください。
8 問合せ先(担当課)	課 係 電話 内線
9 備考	

- 注 1 お越しの際は、この通知書を必ず持参してください。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、管理者に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求（異議申立て）をすることはできなくなります。
- 3 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、道央廃棄物処理組合を被告（管理者が被告の代表者となります。）として札幌地方裁判所に提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。また、前項の審査請求（異議申立て）をした場合には、当該審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 4 当日ご都合が悪い場合、その他ご不明な点がある場合は、あらかじめ担当課へご連絡してください。
- 5 7の欄は、当該公文書の公開が可能となる時期があらかじめ明示できる場合に記入してあります。

第4号様式（第3条関係）

公文書非公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関

印

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開につきましては、次のとおり公開しないことと決定しましたので、道央廃棄物処理組合情報公開条例第7条第2項の規定により通知します。

1 公文書の名称	
2 公開しない理由	道央廃棄物処理組合情報公開条例第 条 項 号に該当 (理由)
3 公開することができる時期	年 月 日以後であれば請求に係る公文書を公開できますので、改めて請求してください。
4 問合せ先 (担当課)	課 係 電話 内線
5 備 考	

- 注 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、管理者に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求（異議申立て）をすることはできなくなります。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、道央廃棄物処理組合を被告（管理者が被告の代表者となります。）として札幌地方裁判所に提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。また、前項の審査請求（異議申立て）をした場合には、当該審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 3の欄は、当該公文書の公開が可能となる時期があらかじめ明示できる場合に記入してあります。

第5号様式（第3条関係）

公文書不存在通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関

印

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開につきましては、次のとおり公文書が存在しませんでしたので、道央廃棄物処理組合情報公開条例第7条第2項の規定により通知します。

1 公文書の名称	
2 不存在の理由	
3 問合せ先 (担当課)	課 係 電話 内線
4 備考	

注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、管理者に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求（異議申立て）をすることはできなくなります。

2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、道央廃棄物処理組合を被告（管理者が被告の代表者となります。）として札幌地方裁判所に提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。また、前項の審査請求（異議申立て）をした場合には、当該審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第6号様式（第3条関係）

公文書公開請求拒否決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関

印

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開請求につきましては、
次のとおり公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することに決定しましたの
で、道央廃棄物処理組合情報公開条例第7条第2項の規定により通知します。

1 公文書の名称	
2 存否を明らかにしない理由	
3 問合せ先 (担当課)	課 係 電話 内線
4 備考	

- 注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、管理者に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求（異議申立て）をすることはできなくなります。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、道央廃棄物処理組合を被告（管理者が被告の代表者となります。）として札幌地方裁判所に提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。また、前項の審査請求（異議申立て）をした場合には、当該審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第7号様式（第4条関係）

公文書公開決定延期通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関

印

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開につきましては、次の
とおり公開をする旨又は公開しない旨の決定を延期しましたので、道央廃棄物処理組合
情報公開条例第7条第3項の規定により通知します。

1 公文書の名称	
2 決定期間の延長の理由	
3 道央廃棄物処理組合情報公開条例第7条第1項に規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長する期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 問合せ先 (担当課)	課 係 電話 内線
6 備考	

第8号様式（第5条関係）

意 見 照 会 書

第 号
年 月 日

様

実施機関

印

道央廃棄物処理組合情報公開条例の規定に基づき、 年 月 日付けで次の公文書の公開請求がありました。

つきましては、この公開請求に係る公文書を公開することに対して、同条例第8条第3項に基づき意見を求めますので、ご意見があるときは、書面により 年 月 日までに回答してください。

1 公開請求に係る公文書の名称	
2 公文書に記録されている情報の内容	
3 意見提出先及び 問合せ先(担当課)	課 係 電話 内線
4 備 考	

第9号様式（第5条関係）

公開決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関

印

年 月 日付けの に関する情報が記録された公文書の公開
請求について、次のとおり公文書を公開することに決定したので、道央廃棄物処理組合情
報公開条例第8条第3項の規定により通知します。

1 公文書の名称	
2 公開決定をした理由	
3 公開する日	
4 問合せ先 (担当課)	課 係 電話 内線
5 備考	

注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、管理者に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求（異議申立て）をすることはできなくなります。

2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、道央廃棄物処理組合を被告（管理者が被告の代表者となります。）として札幌地方裁判所に提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。また、前項の審査請求（異議申立て）をした場合には、当該審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第10号様式（第9条関係）

不服申立てに対する決定（裁決）に基づく公開に係る通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関
(審査庁)

印

に関する情報が記録された公文書の公開請求に係る公開決定等について 年 月 日付けで提起のあった不服申立てに対する決定（裁決）に基づき、次のとおり公文書を公開することに決定したので、道央廃棄物処理組合情報公開条例第15条第2項の規定により準用される同条例第8条第3項の規定により通知します。

1 公開請求年月日	年 月 日
2 公開請求に係る公文書の名称	
3 公開決定等の内容	年 月 日付け 第 号
4 公開することとした理由	
5 公開する日	年 月 日
6 問合せ先 (担当課)	課 係 電話 内線
7 備考	

注 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、道央廃棄物処理組合を被告（管理者が被告の代表者となります。）として札幌地方裁判所に提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。また、公開をする日までに処分の取消しの訴え及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、情報が公開されます。

第11号様式（第10条関係）

公文書任意的公開申出書

年 月 日

実施機関

住 所（法人その他の団体にあつては、）
事務所又は事業所の所在地

氏 名（法人その他の団体にあつては、）
名称及び代表者の氏名

電話番号

連絡先

電話番号

道央廃棄物処理組合情報公開条例第17条第1項に規定する公文書の公開を次のとおり申し出ます。

1 申出しようとする公文書の名称又は内容	
2 申出の目的	
3 公開の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
4 担当課等	課 係
5 担当課等への送付年月日	年 月 日
6 備考	

注 1～3の欄のみ記入してください。

第12号様式（第10条関係）

公文書任意的公開回答書

第 号
年 月 日

様

実施機関

印

年 月 日付けで申出のありました公文書の任意的公開につきましては、
次のとおり回答します。

1 公文書の名称	
2 公開の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
3 一部公開又は 非公開の理由	
4 公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
5 公開の日時	年 月 日 午前 時 分 午後 時 分
6 公開の場所	へお越してください。
7 問合せ先 (担当課)	課 係 電話 内線
8 備考	

注 1 お越しの際は、この回答書を必ず持参してください。

2 当日ご都合が悪い場合、その他ご不明な点がある場合は、あらかじめ担当課へ連絡してください。